

◎新潟県告示第869号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。

平成30年8月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 湯沢都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・14号宮林岩原線

2 施行者の名称

新潟県

3 事務所の所在地

新潟市中央区新光町4番地1

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立字原新田、字荒谷及び字大野原地内

(2) 使用の部分

なし